

令和2年5月26日

保護者様

大阪市立井高野小学校

校長 小倉 猛昭

令和2年6月1日からの学校園の再開について（お知らせ）

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

大阪市教育委員会の通知を受け、6月1日（月）から12日（金）までは分散登校とし、6月15日（月）からは通常通り授業を再開する予定です。分散登校の班や時程など、下記をご確認いただき、ご計画いただきますようよろしくお願ひいたします。

記

1 臨時休業期間の終了と学校園の再開

- ・臨時休業期間は、令和2年5月31日（日曜日）までとします。
- ・令和2年6月1日（月曜日）から学校園を再開します。

2 学校園の再開後の授業等について

【6月1日（月）から12日（金）まで】

- ・登校は、次の時間にお願いします。2時間程度の授業と給食を実施します。

	6月1日	2日	3日	4日	5日	8日	9日	10日	11日	12日	
	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	
登校 9:25～9:40 下校 12:00～	奇数						偶数				
登校 12:15～12:30 下校 14:50～	偶数						奇数				

- ・出席番号の奇数、偶数によって登校する時間が午前午後に分かれます。8日（月）からは午前午後を交代します。登校時間をご確認いただき、時間内に登校するようよろしくお願ひいたします。
- ・登校に際しては、必ずマスクを着用するようお願いします。マスクの色・柄は問いません。また、毎朝検温し、**健康観察表**をお子様に持たせてください。

【6月15日（月）から】

- ・感染防止策を講じたうえで、通常の授業を実施する予定です。登校は、通常どおり8:10～8:25の間にをお願いいたします。
- ・給食を実施します。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、授業を急遽中止することや予定が変更になることがあります。その場合、学校のホームページ、保護者メールでお知らせします。

- 3 6月1日（月）から12日（金）までの期間の児童等の学校園での居場所の確保等について
- ・保護者の仕事などの事情で、どうしても家庭で子どもの監護ができない場合や、子どもが一人で留守番ができない等の場合は、学校で居場所の確保を行い、その後、児童いき放課後事業に引き継ぎます。
 - ・この期間は全学年一斉の分散登校することとしており、教室では授業を行っているため、教職員の確保が難しい場合が想定されますので、家庭等でのお子様の監護が可能な方はできる限り家庭等での監護にご協力を願います。
 - ・通常のいき放課後事業については、6月14日（日曜日）まで休止し、15日（月）から再開予定です。なお、感染防止策を講じながら実施しますが、場所や人員にも限りがあり、また、いき放課後活動は学校生活に比べて児童の距離感が近いため、当面、家庭等でお子様の監護が可能な方は、できるだけ参加を控えていただくななど、ご協力を願います。

4 家庭での日常の健康状態の把握のお願い

- ・お子様が、次の状況になった際は、学校に電話等でご連絡のうえ、家庭での休養をお願いします。登校日・預かりへの参加はご遠慮ください。授業日ですが、子どもの安全を確保するため、欠席扱いとはなりません（出席停止）。
 - ① お子様が、新型コロナウイルスの感染が判明した場合、もしくは新型コロナウイルスの感染の疑いによりPCR検査（核酸増幅法検査）を受検することとなった場合
 - ② お子様が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ③ お子様と同居されているご家族が、保健所等から濃厚接触者と認定された場合
 - ④ お子様に、発熱等のかぜの症状が見られる場合具体的には、微熱（普段の体温より高い状態）・発熱（体温が37.5度前後より高い状態）以外に、咳・呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、におい・味がしない、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調がみられる場合
- ・授業中、居場所の確保・児童いき放課後事業・一時預かり事業中に発熱等の症状がみられた場合は、お迎えをお願いしますので、連絡を取れるようお願いします。
- ・上記④の場合で、お子様の健康状態に、次のいずれかの症状が確認された場合は、「新型コロナウイルス受診相談センター」（電話番号：06-6647-0641）へご相談願います。

- ・強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）、高熱がある。
 - ・かぜの症状や発熱が続いている（解熱剤を飲み続けなければならない時を含む）。
- 基礎疾患等のある方は、症状があれば速やかに。

*「新型コロナ受診相談センター」に相談し、受診を勧められた医療機関がある場合は、その医療機関を受診ください。（複数の医療機関を受診することは、お控えください）
*医療機関を受診するときは、マスクを着用し、手洗いや咳エチケット（咳やくしゃみをするときは、マスクやティッシュを使って口や鼻をおさえる）の徹底をお願いします。

5 新型コロナウイルス感染症の予防

緊急事態宣言は解除されましたが、ご家庭の皆様で、感染防止の3つの基本対策（身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い）等の「新しい生活様式」を実践いただく等、新型コロナウイルス感染症の予防に努めてください。